



## 農業 農林振興課からのお知らせ

問 農林振興課 畜産係  
☎476-1111(511)

### ◆親元就農支援補助金について

大崎町における農業の担い手の確保および育成を図るため、親元で後継者としてUターン後に就農しようとする方に対し、就農支援を行うことを目的とする補助金を交付します。

#### 【対象者】

町内で農業を営んでいる方の子、または孫などで、Uターン者、定年退職、早期退職などにより本町に定住する意思を持って転入された方で、後継者として営農計画に基づき就農しようとする、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 年齢が46歳以上65歳以下の方
- (2) 年間農業従事日数が150日以上見込まれる方
- (3) 本町の住民基本台帳に記録されてから3年以内の方
- (4) 青年就農給付金の給付を受けていない方
- (5) 補助金の交付開始後、5年以上町内に住所を有し、農業に従事すること
- (6) 農業以外の職業従事を主としないこと

※上記の要件はいずれも申請時におけるものとします。

#### 【補助金】

区 分	補助内容	交付時期
親元就農支援補助金	月額5万円 (補助期間は最長24か月)	毎年10月末および3月末

【お問い合わせ先】 農林振興課 ☎476-1111  
畜産係（内線511）・営農推進係（内線515）

### ◆農薬散布については細心の注意を！

農薬散布にあたっては風向きや周囲の状況を把握すると共に、隣接者との意思疎通を図りながら細心の注意を心掛けましょう。

また、近隣作物への被害を防ぐため、粒剤・微粒剤などの飛散が少ない形状の農薬を使用するか、飛散低減ノズルの使用に努めましょう。

なお、農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法などを確認し、誤使用にも十分気を付けましょう。



飛散低減ノズルの装着



粒状農薬の使用